

22. リトアニア

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

リトアニアでは、廃電気・電子機器(WEEE)指令は、2006年に導入・施行された。リトアニアの国内法には、EU指令より厳しい条項はない。リトアニアにおいても、電気・電子機器製品の生産業者や輸入業者（以下、生産者）は、製造業者リストに登録、年間レポートの提出、WEEE 処理財源の確保、消費者への情報提供、製品に電気・電子機器マーク表示を行うことが義務付けられている。

電気・電子機器カテゴリーの数について、リトアニアでは、1, 3, 4, 5カテゴリーのうち特定の製品にサブカテゴリーが設けられているため、14のカテゴリーとなっている。サブカテゴリーは、該当物質がより有害であるために、WEEE 処理の際に費用がより高額になるため、設けられたもの。

図表 34 電気・電子機器のサブカテゴリー

1 冷却装置を含まない大型家電
1a. 冷却装置を含む大型家電
3 モニターを除く、ITおよび電気通信機器
3a. モニター
4 テレビセットを除く耐久消費財
4a. テレビセット
5 放電ランプを除く照明機器
5a. 放電ランプ

(注) その他のものは、EU指令に基づく。

出所：各種資料を基にジェトロ作成

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

罰則規定は、2006年6月15日施行の「行政法抵触に関して」の Article 51(18) (http://www3.lrs.lt/pls/inter3/dokpaieska.showdoc_l?p_id=350266)に定められている。概略を以下に示す。

- i. 電気・電子機器の危険物質に関する情報が欠如している場合、環境や人間の健康に害を与える危険性のある情報が欠如している場合、電気・電子機器消費者や WEEE 処理業者への WEEE 管理・回収情報が欠如している場合、1,000～2,000 リタスの罰金。
- ii. 未登録の生産業者や輸入業者が電気・電子機器の流通を行った場合、1,000～2,000 リタスの罰金。
- iii. 電気・電子製品にマーク表示がされていない製品の流通を行った場合、1,000～2,000 リタスの罰金。
- iv. 電気・電子機器販売量や WEEE 処理量の記載漏れの場合、400～800 リタスの罰金。
- v. 電気・電子機器販売や WEEE 処理のデータの虚偽記載を行った場合、1,500～3,000 リタスの罰金。
- vi. 類似製品を購入する顧客に対して WEEE 引取りを無料で行うことを拒否した場合、1,500～3,000 リタスの罰金。
- vii. 未登録で電気・電子機器製品の生産や輸入を行った場合、2,500～5,000 リタスの罰金。
- viii. 電気・電子機器マーク表示をせずに、製品を販売した場合、2,000～4,000 リタスの罰金。
- ix. WEEE 管理に関する保証金を示した文書無く、製品を販売した場合、2,500～5,000 リタスの罰金。
- x. 上記 i～ix に抵触し罰則を受けた者が、再度同様の違反を犯した場合、2,000～1 万リタスの罰金。
- xi. WEEE 管理義務、および WEEE 管理システムの参加義務を満たさない場合、2 万 5,000～5 万リタスの罰金。

b. RoHS 罰則規定

罰則規定は、2006年6月15日施行の「行政法抵触に関して」の Article 84(1)および 84(2); (http://www3.lrs.lt/pls/inter3/dokpaieska.showdoc_l?p_id=350266) に定められている。概略を以下に示す。

- i. 指定のプロセスによる認可を受けずに有害物質を販売した、または製品に使用した場合、5,000～1 万 5,000 リタスの罰金。
- ii. 有害物質の販売または製品への使用に関する規則に違反した場合、4,000～1 万リタスの罰金。
- iii. 有害物質を製品へ使用する際の禁止条項に違反した場合、1,000～8,000 リタスの罰金。

c. WEEE 国内法違反の事例

WEEE の回収や処理などの義務を履行していないために罰金の支払いを課せられた企業は、2006 年は 80 社以上、2007 年は 14 社、2008 年は 3 社となっている。

d. RoHS 国内法違反の事例

違反事例は報告されていない。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況**① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関****a. 登録先**

製造者登録の提出先は、リトアニアに事務所がある場合は、地域環境保護局(Regional Environmental Protection Department)に、無い場合は環境保護庁(Environmental Protection Agency)となる。参照: <http://www.am.lt/VI/en/VI/index.php#r/12>

b. 登録方法

生産者（生産業者・輸入業者）は、EEE 製品がリトアニア市場に流通される前に、製造業者リストに登録しなくてはならない。登録は、無料、一回のみ。登録には所定の書類を提出する。その際、生産者は、14 カテゴリーに基づいた電気・電子機器販売見込み量とともに、WEEE 処理の財源確保を保証する以下の書類を提出しなくてはならない。

- ・ 共同スキームの会員である場合、共同スキームとの契約書のコピーなどの書類。
- ・ 共同スキームの会員でない場合、銀行の保証書、保険会社の保険証又は WEEE 処理企業の保証書。
- ・ 生産者がリトアニアに事務所がない場合、税務会計書も同時に提出する。

登録は、インターネットを通して手続きを行なうことも可能である。その場合は、まずは、ユーザーネーム(ログインネーム)とパスワードを紙媒体で申請し登録することになる。(なお、オンラインでの登録手続きは 2010 年 1 月 1 日から実施される予定。)

各生産者は、市場に流通される製品の WEEE 処理の財源が保証されていること（凍結口座、保険など）を示す必要がある。電気・電子機器生産者の必要とされる保証金は、生産者がリトアニア市場に流通を予定している製品の 카테고리と量による。

生産者は、毎年2月1日までに前年度の年間報告書を提出する義務がある。生産者は、電気・電子機器販売量を報告し、WEEE処理に関するWEEE処理業者からの書類を提出しなくてはならない。更に、生産者は、同年の販売見込み量と、財源保証も同時に報告しなくてはならない。

図表 35 カテゴリー別の保証金額

カテゴリー	電気・電子機器	保証金*,リタス/ト
1.	大型家電製品	
	冷却装置を含まない大型家電製品	1,300
	冷却装置を含む大型家電製品	1,900
2.	小型家電製品	1,940
3.	IT及び通信機器	
	モニターを除く、IT及び電気通信装置	1,500
	モニター	1,900
4.	耐久消費財	
	テレビセットを除く消費財	1,500
	テレビセット	1,950
5.	照明機器	
	放電ランプを除く照明機器	1,700
	放電ランプ	8,500
6.	電気・電子工具(大型固定産業機器を除く)	1,700
7.	玩具、レジャーならびにスポーツ用機器	1,900
8.	医療用機器(埋め込み式、汚染機器を除く)	1,900
9.	監視制御装置	1,900
10.	自動販売機	1,700

*保証金は、政府が規定。実際のWEEE処理価格よりも高額になっている。

出所：各種資料に基づきジェトロ作成

なお、一般家庭以外を対象にした電気・電子機器の保証金は、生産者が販売を予定している製品の量と WEEE 処理価格による。

保証金は、政府へ支払うものではなく、WEEE 処理に要する費用を生産者が支払えない場合に備えて銀行の凍結口座や保険などで予めカバーしておくものである。WEEE 共同スキームの会員であれば、凍結口座や保険を行う必要は無い。生産者が WEEE 処理費用を無事に支払えば、凍結口座は引き出し可能になる。一方で、WEEE 処理の支払いが適切に行なわれなかった場合は、凍結口座や保険から必要な金額が引き出され、環境省に支払われる。支払われた資金は WEEE 処理などに利用される。

② 回収の仕組み

WEEE は、通常地方自治体によって指定された回収場や、WEEE 処理会社が管理する回収システムを通して回収される。地方自治体によっては回収場の設置を行っていないところもあり、そのような場合、WEEE 処理会社による回収が行われる。更に、大型スーパーマーケット近辺のコンテナなど、消費者が費用をかけずに WEEE を持ち込むことのできる場所や、WEEE 処理業者が無料で各家庭に回収にまわる場合がある。

販売業者は、同等の製品を購入する消費者に対しては、WEEE を無料で引き取る義務がある。

WEEE 処理業者は、WEEE の処理後、生産者の WEEE 処理の費用負担を示す書類を作成し、生産者に渡すこととされている。

③ 域内で国境を超える場合の扱い

リトアニアで回収された WEEE の処理は、EU 圏であるかどうかを問わず、他国で行うことが可能である。リトアニアからの WEEE の輸送条件は、その他の廃棄物輸送と同様に扱われる。必要書類は、廃棄物が適切に扱われたことを証明する書類の提出が求められる。

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

リトアニアでは、現在以下の 2 つの民間コンソーシアムがある。

- ・ EEPA 協会(Association EEPA, <http://www.epa.lt>)
 - ・ 生産業者・輸入業者協会(Association of producers and importers, <http://www.gia.lt>)
- 生産者が上記団体に参加希望する際には、団体と契約を結び、会費の支払いと自社製品

の該当する EEE のカテゴリーに基づいた費用を負担する。

以下の表は、EEPA 協会 (<http://www.epa.lt>) による会費の例である。

図表 36 EEPA 協会の年会費

市場に投入する EEE 量, t	2009 の年会費 (LT/年)
25 未満	1,000
25 以上 50 未満	1,500
50 以上 100 未満	2,000
100 以上 200 未満	2,500
200 以上 1,000 未満	3,000
1,000 以上	4,000

出所:EEPA 公表資料を基にジェトロ作成

民間コンソーシアムの役割は次のように定められている。

- ・ WEEE 処理を実施すること。適切な方法で WEEE 回収、処置を行い、WEEE 処置のための財源を確保すること。
- ・ WEEE 分類回収の必要について、社会での普及を図ること。
- ・ 生産者の負うべき義務について、生産者の相談を受けること。

⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

生産者は、新製品の販売時に、WEEE の回収や処理に要するコストを、購入者に示すことが許されているが、通常は、この方法は利用されていない。WEEE の処理に要するコストは、EEE 製品価格に含まれている。

⑥ WEEE 回収率

リトアニアの WEEE 回収率は 2008 年で 25.3%となっている。また、2006 年の再生率と再使用率・リサイクル率は次のとおりとなっている。

図表 37 製品カテゴリーごとの再生率、リサイクル率

2006年	再生率(%)	リサイクル率(%)
1.大型家庭製品	77.6	71.3
2.小型家庭製品	71.2	51.0
3.IT及び通信機器	75.7	71.8
4.耐久消費財	56.4	54.0
5a.照明器具(付属品)	63.4	29.1
5b.照明器具(光源)	n/a	0.0
6.電気・電子工具	75.1	59.3
7.玩具、レジャーならびにスポーツ用機器	75.6	67.5
8.医療用機器	77	65
9.監視制御機器	36.2	20.4
10.自動販売機	75.5	62.2

出所:各種資料を基にジェトロ作成

⑦ WEEE回収にかかるメーカー負担の試算額

WEEE回収にかかるメーカー負担に関する試算は無い。

(3) WEEE、RoHS国内法対応状況とその問題点

① WEEE、RoHS国内法の問題点

現在の課題として、EEE製品のエンドユーザー(一般消費者)は回収に積極的ではなく、回収率が非常に低い(3kg強)ことが挙げられる。特に、WEEEの一部のカテゴリー製品(例えば、電気・電子工具や玩具、レジャー、スポーツ用機器など)に関しては回収が非常に困難である。

② 国内法対応の相談窓口情報

- ・ (WEEE) 環境保護庁環境評価局汚染地域・廃棄物課(Contaminated Areas and Waste Division, Environmental Quality Department, Environmental Protection Agency)
- ・ (RoHS) 環境保護庁産業・サービス・取引局産業政策課(Industry Policy Division, Industry, Service and Trade Department, Environmental Protection Agency)
- ・ EEPA 協会(Association EEPA, www.epa.lt)

- ・ 生産業者・輸入業者協会(Association of producers and importers,www.gia.lt)